

第5章 計画を実効性のあるものにするために

1. 計画の推進体制

庁内及び地域との推進体制の強化

地域福祉計画の推進にあたっては、保健・福祉をはじめ教育、産業、都市整備など多方面にわたる総合的な取り組みが必要となります。

地域の視点に立ち、行政各関係部署が横断的に連携した取り組みを進めることができるよう、地域の実情や地域福祉活動に理解を深めるための職員研修を充実させるとともに、関係各課の連携・調整機能を果たす共生福祉社会推進庁内連携会議を実施し、それぞれの事業についての検討、問題の共有、検証を行うなど、計画の全庁的な推進を図ります。

また、地域福祉計画が実効性のあるものとなるよう、さまざまな機会を活用した地域住民への啓発を行うとともに、地域の実情や活動の状況等を踏まえた主体的な取り組みとなるよう、行政をはじめ市社会福祉協議会、社会福祉法人、地域住民や地域団体、NPO法人やボランティア団体、企業や商店など、地域社会を構成するさまざまな主体が地域社会の一員として、相互に連携・協力する仕組みづくりを推進します。

◆主な取り組み◆

| 項 目 | 内 容 |
|----------------------------------|---|
| 共生福祉社会推進庁内連携会議の実施 | 行政内部の関係部署が連携して横断的な視点で取り組みを行うため、重層的支援体制整備事業を所管する共生福祉社会推進担当及び地域福祉計画を所管する地域・高年福祉課をはじめとする健康福祉部内関係課のほか、庁内の各部署が横断的に連携し、全庁的な体制で本計画の施策を推進します。 |
| 職員研修の充実 | 全庁的に地域福祉を推進するためにも、市内各地域の実情やそこで行われる地域福祉活動について理解を深め、職員自らも地域住民として関わりを持つことを目的とした「地域実践型研修」を実施し、地域に関心を深めるための研修機会の充実に努めます。 |
| 地域福祉計画の普及・啓発 | まちづくり出前講座など、さまざまな機会を活用して地域福祉の推進についての啓発を行います。 |
| 地域福祉ネット会議等における総合的な支え合いの仕組みづくりの推進 | 地域福祉ネット会議等においては、さまざまな主体が参加し地域の生活課題や福祉課題などを協議・共有し、それぞれの地域に応じた地域福祉等における主体的な取り組みを支援します。 |

2. 計画の進行管理

地域福祉計画の推進にあたっては、共生福祉社会推進庁内連携会議において、計画に基づく事業の推進状況を毎年度把握していきます。

その結果について、福祉対策審議会に報告し、点検・協議していただくとともに、市ホームページに掲載し、広く市民に公表することにより、市民と一緒に計画策定、実行、点検、見直しというPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

また、重層的支援体制整備事業実施計画及び成年後見制度利用促進基本計画の実践から得た成果を地域福祉計画へと随時反映させながら、3計画の一体的な進行管理に努めます。

次期計画の策定に際しては、毎年度の主要施策や主な取り組みの評価を踏まえた総括を行うとともに、国の制度や政策動向に応じて主要施策・事業の見直しを検討するなどの施策評価を行い、次期計画へと反映します。

◆主な取り組み◆

| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| 地域福祉計画の点検と公表 | 「共生福祉社会推進庁内連携会議」において、計画に基づく事業の進捗状況を把握し、その結果については、福祉対策審議会に報告し、点検するとともに、ホームページに掲載して市民に公表します。 |
| 次期計画の策定 | PDCAサイクルに基づく毎年度の主要施策や主な取り組みの評価を踏まえた総括を行うとともに、新たな法制度の展開や地域の実情の変化などに応じた見直しを検討し、次期計画へと反映します。 |

3. 本計画における重点的な取り組み指標

本計画の理念である「共生福祉社会の実現」に向け、本計画期間内に重点的に取り組む項目の指標として、取り組みの実施により変化すると考えられる数値をあげています。本計画の進行管理に活用し、毎年その変化を確認するとともに、新たな指標の検討も随時行っていきます。今回の中間見直しにおける指標の進捗状況は、以下のようになっています。

◆重点的な取り組みにかかる指標◆

目標 1 つながり合い、支え合う共生のまちづくり

| 基本 施策 | 取り組み | 指標 | 計画策定時 (令和元年度) | 現状値 (令和5年度) | 性質 |
|------------------------------|-------------------------|----------------------------------|------------------|----------------|----|
| 1 共生のまちづくり 地域丸ごとの | 住民主体の協議の場の充実 | 地域支援コーディネーターの配置 | — | 1名 | ○ |
| | 多様なつどいの場づくりの推進 | 地域ふれ愛福祉サロン、地域交流カフェ、こども食堂等のつどいの場数 | 151箇所 | 148箇所 | → |
| 2 地域福祉活動の推進 日常生活圏域における | 地域自治組織などによる地域福祉活動の促進と支援 | 住民対象の研修会、住民座談会等の実施数 | 9回 | 11回 | ↗ |
| | 地区ボランティア活動を通じた地域の福祉力の強化 | 地区ボランティアセンター登録者数 | 454人 | 405人 | → |
| 3 全市的で多様な 地域福祉活動への支援 | ボランティア・市民活動センターの強化 | ボランティア・市民活動センターの登録者数 | 2,058人 | 2,030人 | ↗ |
| | ボランティア・市民活動センターの強化 | ボランティア・市民活動センターの派遣人数 | 10,423人 | 3,186人 ※ | ↗ |
| 4 共生のまちづくり のための福祉教育 | 福祉学習の環境支援・仕組みづくりの強化 | 学校・PTA等からの相談対応数 | 31件 | 51件 | ↗ |
| | 福祉学習の環境支援・仕組みづくりの強化 | 子どもを対象としたボランティア体験学習参加者数 | 11人 | 18人 | ↗ |

※「ボランティア・市民活動センターの派遣人数」は、新型コロナウイルス感染症の影響により施設等での活動が制限されたため、大きく減少しています。

※「性質」の凡例…○：達成、↗：増加、→：維持

目標 2 多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり

| 基本 施策 | 取り組み | 指標 | 計画策定時 (令和元年度) | 現状値 (令和5年度) | 性質 |
|----------------------------|--------------------|-------------------------------|------------------|----------------|----|
| 1 社会資源の連携と開発 | 参加支援コーディネーターの配置 | 参加支援コーディネーターの配置 | — | 1名 | ○ |
| | 参加支援コーディネーターの配置 | 参加支援コーディネーター対応件数 | — | 82件 | ↗ |
| 2 地域の見守り体制の充実 | 「ご近所安心ネットワーク」事業の推進 | ご近所安心ネットワーク数（(仮)つどい場情報交換会等含む） | 6カ所 | 6カ所 | → |
| | 「ご近所安心ネットワーク」事業の推進 | ご近所会数 | — | 63カ所 | ↗ |
| 3 災害にも強い 日常的な支援体制の構築 | 避難行動要支援者支援制度の推進 | 避難行動要支援者支援制度同意確認書同意者数 | 2,786人 | 4,556人 | ↗ |
| | 避難行動要支援者支援制度の推進 | 避難行動要支援者名簿提供の協定締結地区 | 13地区 | 18地区 | ↗ |

※「性質」の凡例…○：達成、↗：増加、→：維持

目標3 誰もが自分らしく暮らすための体制づくり

| 基本 施策 | 取り組み | 指標 | 計画策定時 (令和元年度) | 現状値 (令和5年度) | 性質 |
|------------------|------------------|---|------------------|----------------|----|
| 1 総合相談支援体制の充実 | 相談支援コーディネーター等の配置 | 相談支援コーディネーターの配置 | — | 2名 | ○ |
| | 相談支援包括化ネットワークの構築 | 包括化支援担当者会議による包括的支援件数 | — | 10件 | ↗ |
| 2 権利擁護支援体制の強化 | 伊丹市福祉権利擁護センターの運営 | 福祉権利擁護センター相談件数 | 858件 | 1,025件 | ↗ |
| | 伊丹市福祉権利擁護センターの運営 | 市長申立件数 | 12件 | 19件 | ↗ |
| 3 情報提供体制の充実 | 情報発信の充実と連携 | いきいきプラザ等で実施されるボランティア活動の啓発事業「たみとものわ」実施回数 | 8回 | 5回 | ↗ |
| | 情報発信の充実と連携 | ボランティア活動情報発行部数 | 4,415部 | 3,060部 | → |

※「性質」の凡例…○：達成、↗：増加、→：維持

